

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年2月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700205号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700024号

第1 結論

昭和61年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和63年3月まで

私は、請求期間当時、両親から国民年金保険料の振込票を見せられ、大学3年生及び4年生時に係る2年分の保険料を納付したと言われた記憶があることから、請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できない。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私の両親が当時大学生であった私のために国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。」と主張しているが、請求期間について、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付をしたとする請求者の父は既に亡くなっており、母は病気療養中のため、当時の状況を聴取できず、請求者自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、請求期間当時は大学生であり国民年金には任意加入することとなるが、請求者は国民年金加入時の年金手帳は見たような気がする」と陳述しており、年金手帳の記憶が明確ではない上、請求者が現在所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び国民年金に加入した旨の記載がない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索により調査したが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料の納付を証言してくれる者として名前を挙げた請求者の兄は、母が学生であった弟の保険料を納付していたような記憶があるものの、加入手続や保険料納付について具体的なことは覚えていない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。